

宣 誓 書

私は、山形市感染症拡大防止協力金及び支援金（以下「協力金等」という。）の申請に当たり、山形市感染症拡大防止協力金及び支援金交付要綱の規定に従い、次のことを宣誓します。

- 1 協力要請の対象期間中の全ての日において、全ての対象施設が時間短縮営業を実施しました。
【対象期間】令和3年3月27日午前5時から令和3年4月11日午後12時まで
【要請内容】午前5時から午後9時までの営業とする時間短縮営業
- 2 今後も事業の経営を継続する意向があることを約束します。
- 3 市内で営む全ての店舗又は営業所において「コロナ対策宣言店」の申請を行い、山形市保健所の周知文や国のガイドラインに基づく新型コロナウイルス感染症対策を実施しています。
- 4 申請書の内容に虚偽若しくは不正があった場合又は交付対象者の要件を満たしていないことが判明した場合は、協力金等の申請を取り下げます。また、協力金等の交付を受けた後に不正が発覚した場合は、協力金等を返還します。
- 5 山形市から報告・立入検査等の求めがあった場合は、これに応じます。
- 6 協力金等の交付を受けた場合は、事業者名、対象施設名及びその所在地等の情報が公表されることに同意します。
- 7 申請書類及び添付書類の内容について、税務情報として使用することに同意します。
- 8 申請内容に虚偽その他不正があった場合は、事業者名、対象施設名及びその所在地等の情報が公表されることに同意します。
- 9 次に掲げる者には該当しません。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められる者
 - (3) 法人の場合で、その役員のうち上記(1)又は(2)のいずれかに該当する者のあるもの
 - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同法第35条の2に規定する特殊性風俗物品販売等営業を行う者
- 10 市長が必要と認める場合には、上記9(1)又は(2)のいずれかに該当する者であるか否かの確認のため、警察に照会がなされることに同意します。

令和3年 月 日

住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）